

佐賀県告示第 160 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を唐津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成 25 年 4 月 23 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	氏名	住所
唐津市北波多稗田字櫛山 2546 番 1	金満庫	佐賀市大財二丁目 8 番 24 号
唐津市北波多稗田字櫛山 2546 番 14	尾崎 生男	東京都板橋区上板橋 7 - 5 - 3
唐津市北波多稗田字丸尾 3371 番 320	松尾 和博	神奈川県横須賀市鶴が丘二丁目 13 番 5 - 205 号
唐津市北波多山彦字山彦 2065 番 8	小島 タマヨ	福岡県福岡市西区今宿青木 786 - 6
唐津市北波多山彦字山彦 2065 番 13、2065 番 16、2084 番、字座主 2253 番	石崎 栄	唐津市北波多山彦 2094

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市農地林務課に備え置いて縦覧に供する。)